

「令和 7 年度池河体育館スポーツクライミング施設設置工事」
プロポーザル方式実施要綱

1 目 的

本工事は、池河体育館（日原特定公園多目的体育館）に設置を予定しているクライミングウォールについて、民間企業が有する優れた企画力や高い技術力を有効に活用することにより、効果的な事業実施が見込まれることから、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施し、契約を締結するものである。

2 事業概要

（１）工事名称

令和 7 年度池河体育館スポーツクライミング施設設置工事

（２）履行場所

島根県鹿足郡津和野町 2863 番 2 地 日原特定公園（日原カントリーパーク）

（３）履行期限

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日（予定）

（４）工事内容

クライミングウォールに係る設計業務及び設置工事一式（設計・施工）

（５）事業限度額（消費税及び地方消費税含む）

24,010 千円

但し、ホールド及びボルトに係る経費（諸経費、送料含む）は 6,000 千円以上確保すること。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）本町の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。または、企画提案への公募申込時に参加資格取得に必要な書類一式を提出できる者であること。

（３）本町における町税（法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。

（４）消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（５）次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- オ 役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (6) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
- ア 親会社と子会社の関係
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ウ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- エ アからウまでと同視し得る資本関係又は人的関係
- (7) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、島根県やその他都道府県・市町村が発注する、スポーツクライミング施設の設置に係る業務を元請けとして完了した実績があること。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本町の指示に柔軟に対応できること。

4 選定スケジュール

本事業は、次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある

	項 目	日 程
1	プロポーザル実施の公告	令和 7 年 9 月 8 日（月）
2	参加表明書提出期限	令和 7 年 9 月 17 日（水）必着
3	参加資格審査結果通知書の送付	令和 7 年 9 月 19 日（金）
4	質疑書の提出期限	令和 7 年 9 月 17 日（水）必着
5	質疑書の回答	令和 7 年 9 月 19 日（金）
6	提案書提出期限	プレゼンテーション時に提出
7	プレゼンテーション	令和 7 年 9 月 29 日（月）10：00～
8	審査結果通知書の送付	令和 7 年 10 月 1 日（水）予定
9	契約締結	令和 7 年 10 月上旬予定

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田口 64-6

津和野町教育委員会

電話番号：0856-72-1854 FAX 番号：0856-72-1650

電子メール：kyouiku@town.tsuwano.lg.jp

(2) 実施要領等の配布及び参加表明

- ① 配布期間 令和7年9月8日(月)～令和7年9月17日(水)
(土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)

② 配布場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、津和野町ホームページ
(<http://www.town.tsuwano.lg.jp/>) からダウンロードできる。

(3) 参加表明書の提出

本実施要綱及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を表明する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出期限 令和7年9月17日(水) 必着

イ 提出書類 別紙1「提出書類作成要領」に従って、以下の書類を作成し提出すること。

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】会社の概要がわかるパンフレット等
- ③ 最新決算年度の確定申告分の国税及び地方税の納税証明書
- ④ 同種業務実績調書【様式3】

※参加表明後、都合により辞退する場合については、速やかに辞退届【様式4】を提出すること。

ウ 提出場所 5(1)に同じ。

エ 提出方法 持参(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分)又は、郵送(書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る)

6 現地見学

現地見학을希望する者は、5(1)の問い合わせ先に連絡をすること。日時を指定し、職員が案内する。

7 質疑受付及び回答

本実施要綱等について、質疑がある場合は、プロポーザル参加表明書を提出した者に限り、次のとおり受け付ける。(質疑がない場合は、質疑書を提出する必要はない。)

- (1) 受付期間 参加表明の日から令和7年9月17日(水)午後5時必着
- (2) 提出書類 質疑書【様式5】
- (3) 提出方法 電子メールもしくはFAXにより、5(1)に提出すること。
- (4) 回答日時 令和7年9月19日(金)
- (5) 回答方法 全参加者に対し電子メールにて回答する。

8 提案書の提出

(1) 提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年9月29日(月)

イ 提出方法及び場所 持参(プレゼンテーション受付時に提出すること)

(2) 提出書類

ア 提案書一式

①提案書表紙【様式6】

②企画提案書【様式自由】

仕様書の内容及び、別紙2「審査基準」を踏まえて企画提案書を作成し、1社1提案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。

なお、20ページ以内を原則とし、以下の内容を含めるものとします。

- ・ウォールのレイアウトが把握できるもの
- ・別紙2「審査基準」の評価項目に記載されている事項

③業務スケジュール【様式自由】

④業務実施体制【様式7】

⑤見積書【様式自由】

- ・積算内訳を添付すること。ただし、次年度以降の設備点検料については、事業費には含めず、別途金額がわかるものを添付すること。
- ・金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込金額を記載する。
- ・2(5)「事業限度額」を越える金額の場合は失格とする。

(3) 提出部数

正本 1部 副本 4部

(副本には、提案者が特定できる企業名、ロゴマーク、作成者等を記載しないこと)

9 審査方法

本要綱に基づき提出された提案書等について、審査基準に基づき審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、見積金額を勘案したうえ、総合的に優先交渉権者と次点者を選定する。

- (1) 提案書等を総合的に点数評価するとともに、提案者においてプレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーション審査は、1事業者につきプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分以内とする。
- (2) プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。
- (3) プレゼンテーションは非公開とする。
- (4) プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

日時：令和7年9月29日（月） 10：00～

場所：津和野町役場本庁舎第1会議室

受付及び控室…第2会議室

- (5) 選定結果は、令和7年10月1日（水）を目途とし全ての参加者に通知する。この選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

10 契約について

(1) 優先交渉権者の特定

- ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案者）が「令和7年度池河体育館スポーツクライミング施設設置工事」（随意契約）の優先交渉権を得る。
- イ 優先交渉権者は、請負契約の締結に向けて、本町が設定する予定価格の範囲内で交渉を行う。
- ウ 優先交渉権者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、評価結果が次点の者を新たに優先交渉権者として手続きを行う。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

優先交渉権者と本町が事業内容等の調整を行い、仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

優先交渉権者は優先交渉権を得た際に見積書の積算根拠を示す内訳書を提出するものとする。また、仕様書の確定後、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出すること。

(4) 請負契約書

優先交渉権者と本町において契約締結交渉の結果、仕様書が確定し双方が合意に至った後、請負契約書により契約を締結する。

(5) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10に該当する額以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 現金の納付

イ この契約の債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

11 審査基準

提案書等についての評価項目及び評価基準は別表のとおりとする。

12 審査結果

業務委託候補事業者の選定後、参加者全員に選定結果を通知する。

13 失格事項

受付後であっても、次の要件に該当することが判明した場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等について、期限内に提出がなかった場合
- (2) 見積金額が事業限度額を超えた場合
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、本実施要綱に違反した場合

14 その他

- (1) 書類作成およびプレゼンテーションに要する費用は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) プロポーザルの選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、是正し実施することとする。よって、企画提案の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合、津和野町情報公開条例（平成 17 年 9 月 25 日条例第 16 号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) その他本要綱に定めのない事項については、その都度、内部協議の上判断することとする。

15 問い合わせ先

〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田口 64-6
津和野町教育委員会
電話番号：0856-72-1854 FAX 番号 0856-72-1650
電子メール：kyouiku@town.tsuwano.lg.jp

提出書類作成要領

1 基本事項

(1) 各提出書類は所定様式に基づき作成する。

※所定様式のあるものは、必要事項を簡潔にまとめ、複数ページに及ばないようにする。

(2) 副本には提案者が特定できる企業名、氏名等は記載しないこと。

(3) 指定の様式を定め、用紙はA4用紙片面印刷（カラー可）とする。A3用紙を使用する場合は、片面印刷（カラー可）とし、A4サイズに折りたたむこと。

(4) 提案書表紙【様式4】を最上部に、提案書一式を整理して必要部数を提出すること。

(5) 文字サイズは、10.5ポイント以上とする。

2 各様式等の作成に関する留意事項

1) 参加表明書 【様式1】	・代表者印等を押印する。 ・業務担当者欄には提出書類に関する問い合わせ、連絡窓口となる者を記載する。E-mail アドレスも必ず記載すること。
2) 会社概要書 【様式2】	・様式に従って記入し、必要に応じてパンフレット等を添付する。
3) 同種業務実績 調書【様式3】	・令和2年度以降に地方公共団体が発注する同種又は関連する業務を受注した実績について、直近のものから記載し、契約書及び業務完了届の写しを添付すること。 ・業務概要欄に書ききれない場合は、別途資料等を添付すること。
4) 辞退届 【様式4】	・代表者印等を押印する。 ・業務担当者欄には提出書類に関する問い合わせ、連絡窓口となるものを記載する。
5) 質疑書 【様式5】	・実施要綱の内容や現地見学会等での質疑事項について、簡潔に記載すること。※現地見学では質疑を受け付けない。 ・審査の公平性を損なう質疑には回答できない。 ・質疑事項及びその回答については、参加表明書を提出し審査に通ったすべての業者に回答する。
6) 提案書表紙 【様式6】	・代表者印等を押印する。（副本については要しない） ・チェック欄を活用して、提出する書類に漏れがないか確認すること。
7) 企画提案書 【様式自由】	（ウォールのレイアウトが把握できるもの、審査基準の評価項目に記載されている事項を網羅すること） ・本業務における独自提案等を記載してもよい ・概念図、図表、写真等を用いてもよい。

8) 業務スケジュール 【様式自由】	・委託業務内容の履行期間を確認の上、業務スケジュールを設定すること。 ・提案書提出時点において、管理技術者及び担当技術者が履行期間中に予定している手持ちの業務及び繁忙期を示すこと。
9) 業務実施体制 【様式7】	・配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ・担当技術者欄は本業務に関わる主たる担当者から順に記載する。 ・副本は、管理技術者及び企業名は空欄とし、担当技術者は主たる担当者から順にA、B、C…とアルファベット表記とする。 ・他のコンサルタント会社等との業務協力や学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、内諾を得た上で再委託又は協力先に記載する。
10) 見積書 【様式自由】	・設置工事に係る事業費と次年度以降のウォール保守点検に係る経費を分けて作成する。なお、保守点検の必要回数も示すこと。 ・本業務全体に係る金額（税抜表記と税込表記）を記載する。 ・金額の頭には「¥」を、末尾には「-」を付ける。 ・業務規模と比較して参考見積価格が著しく乖離している場合は、その妥当性を確認することがある。

【別紙２】

審査基準

	評価項目	主な評価項目
1	業務の実施方針	・当該業務に係る現状・課題認識が適切であり、工事の目的・条件の理解度が高く、実施方針の妥当性が高いか。
2	事業実績	・同種・類似工事実績について評価を行う。
3	施設計画	・ウォールのテーマやコンセプトは明確か。 ・多様なコースバリエーションに対する工夫 ・象徴性・創造性に対する工夫 ・その他独自に配慮した点
4	施設の長寿命化	・施設の耐久性に係る工夫 ・維持管理の容易性に対する工夫 ・その他独自に配慮した点
5	施工計画	・業務に係る実施体制が適正であり、業務遂行に対する信頼性が高いか。 ・業務の安全性確保に対する工夫 ・当該業務の工程計画は妥当か。
6	安全対策	・利用者の安全性についての提案は、内容が適正か。
7	取組姿勢	・時間内に説明され、説明は明確で取組意欲が感じられたか。 ・質問に対する応答が明確で、全体的に業務の遂行にあたっての信頼性を 感じられたか。
8	事業費	・提案内容に対して、見積金額（設備の点検保守に係る経費を含む）が適 正か。

令和7年度池河体育館スポーツクライミング施設設置工事 仕様書

本仕様書は、公募型プロポーザル方式「令和7年度池河体育館スポーツクライミング施設設置工事」設計・施工業務の参加事業者を求める提案の前提条件とする仕様を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本仕様書に明記されている事項（以下「仕様」という。）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

また、本公募型プロポーザル事業の請負者は、本件事業の事業期間にわたって仕様を遵守しなければならない。

1 業務名称

令和7年度池河体育館スポーツクライミング施設設置工事

2 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度池河体育館スポーツクライミング施設設置工事」に適用する。

3 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたって、町の意図及び目的を十分に理解した上で、経験かつ業務内容に精通した者を現場代理人に定め、また、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行わなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令や契約書、本仕様書を遵守するとともに本町担当職員と密に連携を取り、その指示に従わなければならない。

4 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

5 疑義

受託者は本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合には、その都度速やかに、町と協議の上、その指示に従うこと。

6 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに是正をしなければならない。

7 業務履行場所

島根県鹿足郡津和野町 2863 番 2 地 日原特定公園（日原カントリーパーク）多目的体育館

8 業務内容

（１）設計業務

受託者は、本仕様書、契約書、事業者提案等に基づき、スポーツクライミングウォール（以下、「クライミングウォール」という。）設置業務に係る設計を行う。

【設計における注意事項】

ア 設置目的

クライミングウォールを設置することで、選手の育成・強化、競技人口の増加の他、国民スポーツ大会ブロック大会等の大会開催を目的として整備を行う。

この目的に鑑み、競技者が満足できる施設とする。

イ クライミングウォールの仕様

①リードの施設を設置する。

②安全に楽しめる配置にすることとし、ホールドの付け替えが可能なウォールとすること。

③規模：1) リードウォール 高さ 約 9.8m～11.6m 幅 7.2m 程度

※別紙リードウォール設置イメージ図参照

④常設の固定式とし、壁に固定する場合は、添付の図面（平面図・断面図）を参照の上ウォールの重量（ホールド含む）に留意すること。

⑤「ア 設置目的」に沿った多様なコースバリエーションを可能にするため、適正なホールド数を用意すること。ただし、ルートセットについては、別途津和野町で行う。

⑥オートビレイ機及び安全マットは設置しない。

ウ ウォールデザイン

ウォールデザインについては、日原特定公園（日原カントリーパーク）の立地や特性に配慮し、建物・地域等の景観及び既存クライミングウォールと馴染みやすいデザインとすること。

エ 安全性・強度基準等

競技者の安全に配慮した設計とすること。

オ 提案を求める範囲

①業務実施方針

②ウォールのテーマ・バリエーション

③安全に対する配慮、維持管理

- ④運営及び利用者の安全対策についての提案
- ⑤事業費
- ⑥次年度以降の保守点検に係る概算経費（年額）

（２）施工業務

ア 関係法令等

事業者は、関係法令を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施する。

＊主な関係法令：建築基準法、消防法、JIS 規格等

イ 施工

①労働災害の防止

作業中の危険防止策を十分に行うこと。また、作業者への安全対策を徹底し、労働災害発生防止に努めること。

②復旧

既設の設備及び建物等の損傷・汚染等の防止に努め、万一、損傷・汚染等が生じた場合には、受注者の責任において、速やかに復旧しなければならない。

③現場管理

資材置場、資材搬入経路等については、津和野町と十分協議し、付近の住民、施設の場内作業への支障がないように計画・実施をしなければならない。また、整理整頓を励行し、災害、盗難等の事故防止に努めなければならない。

④廃棄物の処理

本業務により発生した廃棄物については、受注者において適正に処分するものとする。

9 業務遂行にあたっての留意点

- （１） 受託者は、本業務において遵守する法令等を考慮し、得た情報や検討経過を踏まえ、津和野町と事前に十分な協議を行った上で、業務を遂行する。
- （２） 受託者は、本業務に必要な資料の収集を行うものとし、必要に応じて各関係機関と協議し、それらについて津和野町は必要な協力を行う。
- （３） 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、仕様書の定めのない事項について疑義が生じた場合は、随時打ち合わせを行う。また、その内容については、受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、その都度、津和野町の承認を得るものとする。
- （４） 受託者は、設置するホールドの数量、種類について津和野町の承認を得るものとする。

10 業務期間

契約締結日から令和８年１月３１日（予定）

11 提出書類

受託者は、本業務の遂行において、下記の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとしたときは、津和野町の承認を受けなければならない。

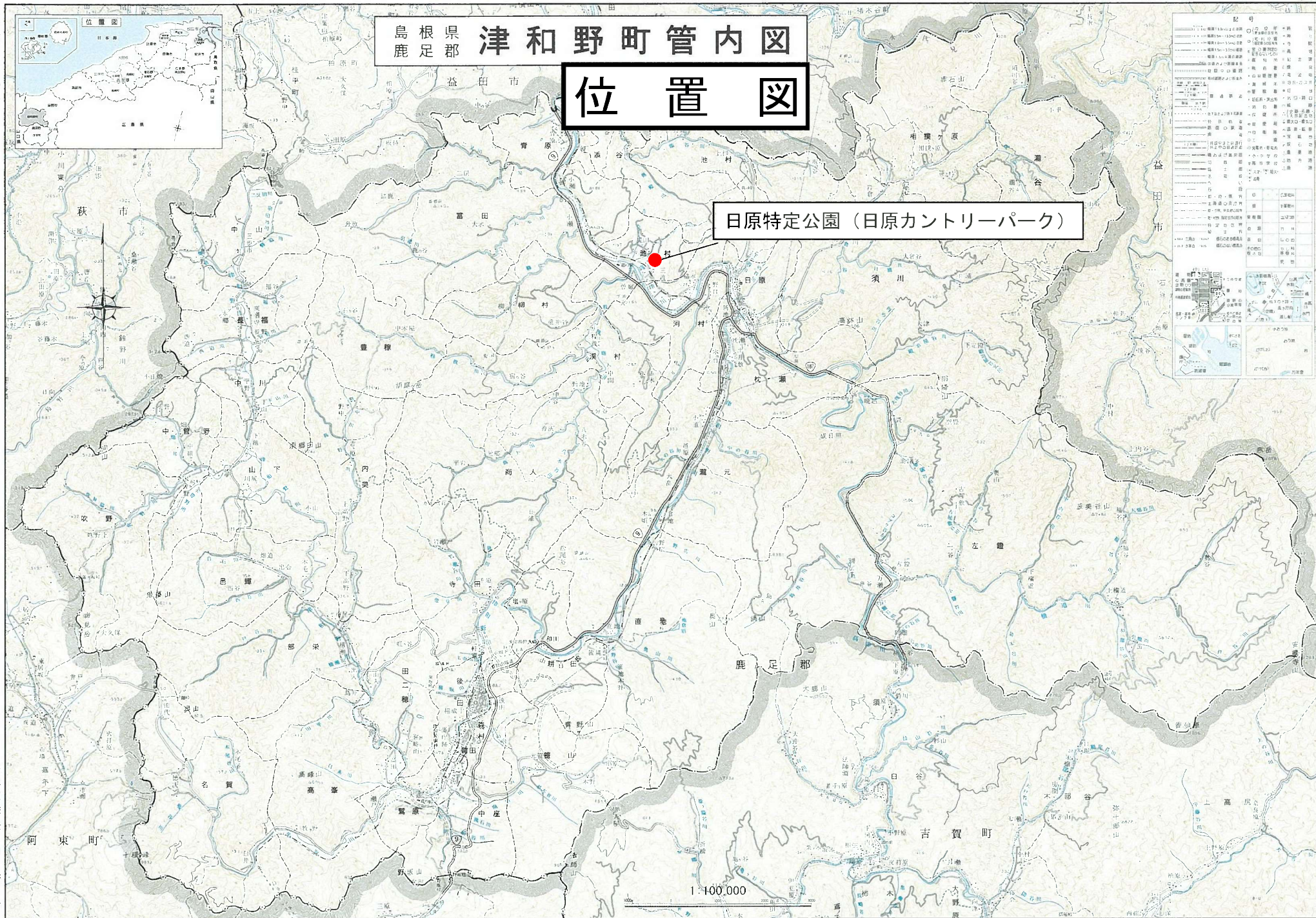
- (1) 着工届
- (2) 現場代理人届・主任技術者届
- (3) 工程表
- (4) 打ち合わせ簿
- (5) 工事写真（施工前・工事過程・施工後）
- (6) 完了届
- (7) 完成図書
- (8) その他、津和野町担当者が提出を求めた書類

12 成果品の検査及び引渡し

受託者は、本業務完了時に町の検査（書類及び現場）を受けなければならない。

13 その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載無き事項については、津和野町と協議の上これを決定する。



この地図は、国土地院院の地図を基に、関係する5万分の1
地形図を参照したものである。（掲載資料 平成17年 第1版）

リードウォール設置イメージ図

